

**【平成 27 年 2 月 3 日商業登記規則改正（平成 27 年 2 月 27 日施行）に伴う変更】**

本書の初版発売後の平成 27 年 2 月 3 日、商業登記の添付書面について以下の 2 点の改正がされました。

**1. 本人確認証明書（改正商登規 61 条 7 項）**

設立登記または就任登記において、取締役、監査役、執行役の本人確認証明書（住民票の写しや運転免許証等のコピーなどが該当します）が必要とされました。

**※例外的に添付が不要となる場合**

- ①商業登記規則 61 条 4 項～6 項のいずれかにより、取締役、監査役、執行役が就任承諾書または選定を証する書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した印鑑証明書を添付した場合、その取締役、監査役、執行役については不要
- ②再任の登記である場合、再任する取締役、監査役、執行役については不要

**2. 辞任登記における印鑑証明書（改正商登規 61 条 8 項）**

登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任登記または代表執行役の辞任登記をする場合、その代表取締役または代表執行役の印鑑証明書（個人の実印についての印鑑証明書）が必要とされました。

**※例外的に添付が不要となる場合**

- ・辞任を証する書面に登記所届出印で押印した場合は、印鑑証明書の添付は不要

本書で扱っている平成 25 年度の問題（第 3 編）・平成 22 年度の問題（第 4 編）について、上記 1・2 の改正の影響は下記のとおりです。

記

**平成 25 年度の問題（第 3 編）**

解答（P179～181）に影響はありません。

**上記 1 の改正について**

就任登記をしている取締役 D・E・F、および、監査役 G は再任ではありませんが、4 名とも印鑑証明書を添付しているため、上記 1 の例外①に該当します。

**上記 2 の改正について**

代表取締役の辞任登記および代表執行役の辞任登記はありません。

**平成 22 年度の問題（第 4 編）**

解答（P268～272）に影響があります。

**上記 1 の改正について**

就任登記をしている取締役 A・C・G は再任ではありませんが、3 名とも印鑑証明書を添付しているため、上記 1 の例外①に該当します。

就任登記をしている監査役 B は再任ではなく、印鑑証明書も添付していないため、上記 1 の例外に該当せず、本人確認証明書が必要となります。

よって、以下の変更をお願いいたします。

該当箇所	変更前	変更後
P269／添付書面の欄	（追加）	監査役の本人確認証明書 1 通

**上記 2 の改正について**

代表取締役の辞任登記および代表執行役の辞任登記はありません。

以上

【平成 25 年 5 月 31 日商業登記法改正（平成 27 年 10 月 5 日施行）に伴う変更】

本書の初版発売後の平成 27 年 10 月 5 日、商業登記の添付書面について以下の改正が施行されました。

・会社法人等番号の申請書への記載による登記事項証明書の添付の省略（改正商登法 19 条の 3）

「登記事項証明書を添付しなければならない場合でも、申請書に会社法人等番号を記載したときは、登記事項証明書の添付を省略することができる」という例外規定が設けられました。

この場合、申請書の添付書面の項目に以下のように記載します。

「登記事項証明書 添付省略（会社法人等番号 1111-11-111111）」

本書への影響は、下記のとおりです。

記

該当箇所	変更前	変更後
P120 ／上から 5 行目と 6 行目の間	(追加)	また、申請書に、会計参与または会計監査人である税理士法人または監査法人の会社法人等番号を記載したときは、登記事項証明書を添付する必要がありません（商登法 19 条の 3）。
P121 ／表	他管轄の会社の 登記事項証明書	他管轄の会社の 登記事項証明書 (※)
P121 ／表の下	(追加)	※申請書に、他管轄の会社の会社法人等番号を記載したときは、登記事項証明書を添付する必要がありません（商登法 19 条の 3）。

以上

## 【平成 28 年 4 月 20 日商業登記規則改正（平成 28 年 10 月 1 日施行）に伴う変更】

本書の初版発売後の平成 28 年 4 月 20 日，商業登記の添付書面について以下の改正がされました。

## ・株主リストが添付書面に（改正商登規 61 条 2 項，3 項）

以下のいずれかに該当する場合，株主の氏名又は名称，住所，株式の数などを記載した株主リストを添付しなければならなくなりました。

- ①登記すべき事項につき株主全員または種類株主全員の同意を要する場合
- ②登記すべき事項につき株主総会の決議または種類株主総会の決議を要する場合

この場合，申請書の添付書面の項目に以下のように記載します。

「株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） ○通」

同一の申請書で，株主総会の決議を要する複数の登記を申請する場合，登記ごとに株主リストを作成する必要があります（平 28. 6. 23 民商 98）。

ただし，決議ごとに株主リストに記載すべき内容が一致するときは，その旨の注記がされた株主リストが 1 通添付されていれば足り（平 28. 6. 23 民商 98）。

なお，株主リストの規定は商業登記規則 61 条 2 項と 3 項で新設されたため，旧規定の商業登記規則 61 条 2 項～7 項が，それぞれ 2 項ずつ繰り下がります。

本書への影響は，下記のとおりです。

## 記

該当箇所	変更前	変更後
P106 ／下から 12 行目	商登規 61 条 2 項，3 項	商登規 61 条 4 項，5 項
P106 ／下から 11～10 行目	商登規 61 条 4 項	商登規 61 条 6 項
P106 ／下から 9 行目	商業登記規則 61 条 2 項～4 項	商業登記規則 61 条 4 項～6 項
P106 ／下から 9～8 行目	商業登記規則 61 条 2 項～4 項	商業登記規則 61 条 4 項～6 項
P106 ／下から 6 行目	商業登記規則 61 条 2 項～4 項	商業登記規則 61 条 4 項～6 項
P106 ／下から 4 行目	商登規 61 条 2 項～4 項	商登規 61 条 4 項～6 項
P106 ／下から 2 行目	商登規 61 条 4 項ただし書	商登規 61 条 6 項ただし書
P107 ／上から 9 行目	商登規 61 条 4 項ただし書	商登規 61 条 6 項ただし書
P180／添付書面の欄	（追加）	株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 2 通

『リアリスティック商業登記法 記述式』変更点

P199 ／下から 10 行目	商登規 61 条 2 項～4 項	商登規 61 条 4 項～6 項
P222 ／上から 3 行目	商登規 61 条 4 項 3 号	商登規 61 条 6 項 3 号
P243 ／上から 11 行目	商登規 61 条 2 項, 3 項	商登規 61 条 4 項, 5 項
P243 ／上から 13 行目	商登規 61 条 3 項	商登規 61 条 5 項
P243 ／上から 15 行目	商登規 61 条 3 項, 2 項後段	商登規 61 条 5 項, 4 項後段
P243 ／上から 17 行目	商登規 61 条 4 項	商登規 61 条 6 項
P243 ／上から 19 行目	商登規 61 条 4 項 3 号	商登規 61 条 6 項 3 号
P282 ／上から 14 行目	商業登記規則 61 条 2 項～4 項	商業登記規則 61 条 4 項～6 項
P310 ／下から 1 行目	商登規 61 条 4 項 3 号	商登規 61 条 6 項 3 号
P314 ／下から 9 行目	商登規 61 条 2 項, 3 項	商登規 61 条 4 項, 5 項
P314 ／下から 7～6 行目	商登規 61 条 2 項	商登規 61 条 4 項
P314 ／下から 4 行目	商登規 61 条 2 項後段	商登規 61 条 4 項後段
P315 ／上から 2 行目	商登規 61 条 4 項	商登規 61 条 6 項

以上